

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむなく休業等を行う場合に！！

雇用調整助成金が使える範囲が拡大しました。

コロナウイルス感染者以外の従業員を、**会社の判断で休業させる場合は、原則として会社は休業補償を行う必要があります**（平均賃金の6割以上）

* 年次有給休暇の申請により休業となる場合は別です。

雇用調整助成金は、要件を満たした場合、休業手当や賃金等の一部を助成します。

❖ 中小企業の場合 **休業手当の 2/3**

❖ 支給限度日数 100日（1年間で）

❖ 対象となる事業主の範囲

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、販売量や売上高等が前年比で10%以上減少している事業主。

日本人観光客の減少を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

最近1カ月の販売量、売上高、客数等の生産指標が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

※ 新型コロナウイルス感染症対策に関する国の方針、支援等は、日々、新たな情報が追加される状況です。内容について、随時、変更される場合があることをご了承ください。



◆ 助成金の申請書類作成・代行も可能です。

面倒な労働局との個別調整も協会が行います。（手数料は助成額の20%）

◆ テレワークを検討中の事業所も増えているようです。

テレワーク中の労務管理等についても、ご遠慮なく協会までご相談ください。